



# 島根県報

平成25年3月15日（金）

号外第27号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の供用開始

（道路維持課） 2

**告 示****島根県告示第171号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大野魚瀬恵曇線	松江市魚瀬町1945番1地先から同市秋鹿町1121番3地先まで	メートル 1,900.00	平成25年 3月15日	松江県土整備事務所	
〃	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町津戸カブラ浦1327番2地先から同1317番2地先まで	144.70	平成25年 3月18日	隠岐支庁県土整備局	
〃	〃	隠岐郡隠岐の島町津戸チラジロ1527番1地先から同番8地先まで	23.20	平成25年 3月18日		